

第1章  
～計画策定にあたって～

# 1 計画策定の趣旨

本市では、平成22年3月に次世代育成支援対策推進法に基づき、「宇佐市次世代育成支援行動計画(後期計画)」を策定し、子どもの利益が最大限尊重され、子育てへの支援に関する様々な施策に取り組んできました。

国においては、次代の社会を担う子どもを健やかに生み育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。

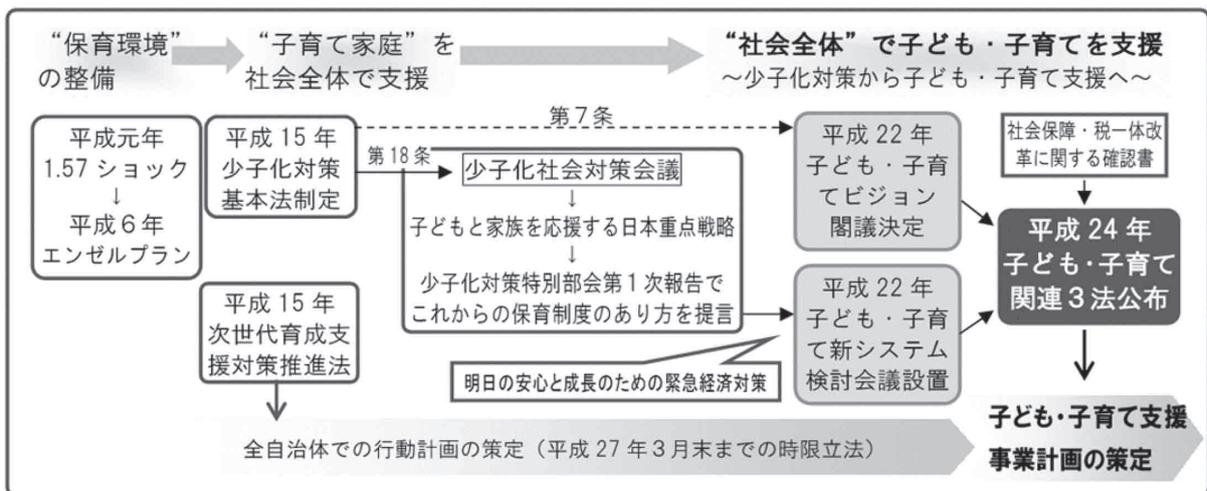
しかし、少子化は依然として進行しており、急速な少子高齢化の進行は、就労人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力の低下など、社会経済への深刻な影響が懸念されています。

また、核家族化や地域のつながりの希薄化などの社会環境が変化する中、子ども子育て支援が量・質ともに不足していることなど、子育ての孤立感や負担感を多くの子育て家庭が感じています。そのような問題に対応するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が制定され、この法律に基づき「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度に施行され、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供や待機児童の解消、地域での子ども・子育て支援の充実を図ることとされています。

このような状況を受け、本市においても、次代の宇佐市を担う子どもの健やかな成長のために、子どもの育ちと子育てのために地域社会をはじめ社会全体で支援していくことが必要です。

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本に、子どもの視点に立ち、子ども・子育て支援のための取り組みを総合的に推進するために、「宇佐市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

■国の子ども育成関連計画等の流れ

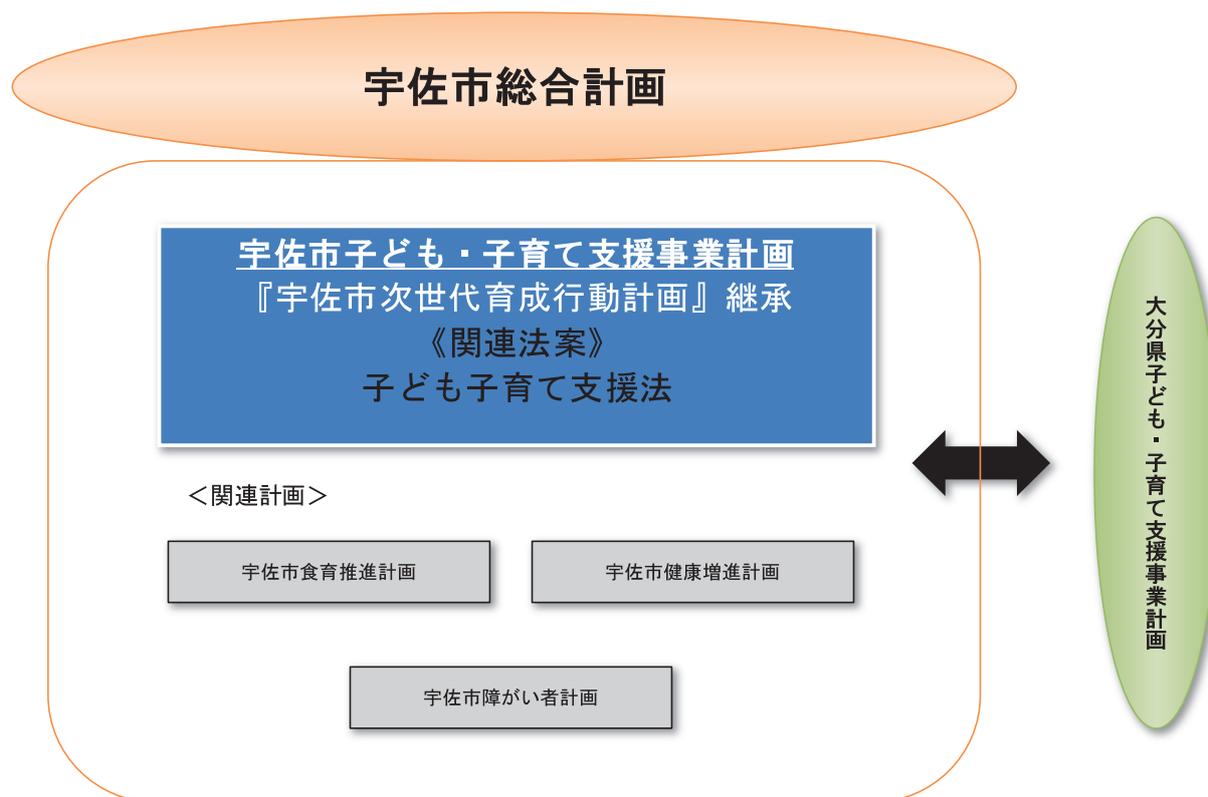


## 2 計画の位置づけ

この事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられます。国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、財政状況を勘案しながら集中的・計画的に取り組みを推進します。

本事業計画の策定にあたっては、宇佐市次世代育成支援行動計画（後期計画）や関連の分野別計画との整合・連携を図ります。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく次世代育成支援対策推進行動計画については、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」により、義務策定から任意策定に変更されていますが、宇佐市においては、宇佐市次世代育成支援行動計画（後期計画）の考えや取り組みを踏襲した、「子ども・子育て支援」を総合的に推進していく計画と位置づけます。



### 3 | 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は、平成27年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本事業計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、平成27年度から平成31年度までを計画期間とします。

また、本市においては、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行っていくものとします。

